

提出されたるのみであつた。結局何等外國政府と條約改正交渉に付開談を始めない中に、明治二十五年八月八日松方内閣總辭職し、第二次伊藤内閣成り榎本子に代り陸奥宗光子外務大臣となつた。蓋し榎本外相時代に於ては樞密院及帝國議會内に於て、内地雜居を尙早とする保守論と、完全對等の條約を締結すべしとの強硬論とを發生し、共に益々條約改正交渉を困難ならしめたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷五九八文書以下

第四節 青木・榎本兩條約改正と帝國議會との關係

第一款 條約改正と第一帝國議會

國會開設 明治十四年十月十二日國會開設に關する大詔渙發せられた。其の中に「夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年四月ニ元老院ヲ設ケ十一年七月ニ府縣會ヲ開カシム是レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ルノ道ニ由ルニ非サルナシ（中略）將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ計畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス」と仰せ出だされた。右大詔に依て國會開設の時期決定したるを以て、明治十五年三月參議伊藤博文命を奉じて歐洲に航し、各國憲法制度の實情を視、又碩學の意見を叩き、留ること年餘、十六年八月歸朝した。翌十七年三月制度取調局を宮内省に置き、憲法を審議立案するの所とし、伊藤參議其の長官に任ぜられた。次いで十八年十二月二十二日太政官制を廢し新たに内閣制を施き、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の九省を設け、大臣・參議・諸省卿を廢し、之に代へ内閣總理大臣及各省大臣を置くこととなつた。初代の内閣總

理大臣は伯爵伊藤博文で宮内大臣を兼任し、以下外務大臣伯爵井上馨・内務大臣伯爵山縣有朋・大藏大臣伯爵松方正義・陸軍大臣伯爵大山巖・海軍大臣伯爵西郷從道・司法大臣伯爵山田顯義・文部大臣子爵森有禮・農商務大臣子爵谷干城・逓信大臣子爵榎本武揚であつた。

其後初期伊藤内閣に於ける憲法起草の事業は着々功程を進め、明治二十年末期に及んで其の稿を脱した。二十一年四月二十八日新たに樞密院を設け、至高顧問の府と爲し、四月三十日黒田（清隆）内閣成立、伊藤伯初代樞密院議長に轉じた。陛下は憲法草案を下して樞密院の議に付せられ、每會聖上臨御親しく諮詢を垂れ賜うて、會議累月に彌つて其の全部を議了し、愈々明治二十二年二月十一日を以て「大日本帝國憲法」を發布せられた。右憲法發布と同時に「皇室典範」發布せられ、又衆議院議員選舉法、貴族院令、會計法等帝國議會に關する附屬諸法令を公布せられた。而して憲法の條章により第一回帝國議會は明治二十三年十一月二十五日東京に於て召集せられ、初代貴族院議長は伊藤伯、同衆議院議長中島信行選任せらるゝこととなつた。

第一議會 第一回帝國議會に於ける衆議院は自由黨百三十人、大成會七十九人、改進黨四十一人等の黨派別であつたが、當時山縣内閣は之に對し超然主義を採ることを標榜した。十一月二十九日開催開院式勅語中に於ては「朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗々其ノ綱領ヲ擧ケタリ。庶幾クハ 皇祖 皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ、以テ將來ニ益々我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム。朕又夙ニ各國ト盟好ヲ修メ、通商ヲ廣メ、國勢ヲ振張セムコトヲ期ス。幸ニ締約諸國ノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘタリ」とあり、又十二月六日山縣總理大臣の施政方針演說中に於ては「大政維新と共に國是を一定し舊幕府以來の鎖港主義を打破し、上下一致以て字内の大勢に相副はんことを努めたりと雖も、未だ其目的の半ばも達せず」依て今後の要務としては「行政及司法の制度を整備して其運用を敏活ならしめ、農工及通商を獎勵作

興して國力を養ひ、同時に國家の獨立を保持し國勢を振張せざるべからず」と述べた。青木外務大臣は十二月十七日衆議院に於て、「條約改正の成行き及其の方針如何」と云ふ質議に答へ、岩倉特使歐米派遣以來の條約改正交渉の沿革を詳細に説明した上、帝國憲法發布と本邦に於ける諸外國の治外法權の存置とは兩立しないこと、即ち治外法權の存置は殊に憲法第四條・第八條・第五十七條と扞格すと言はねばならぬ、政府は右憲法の條章と扞格せしめない方針の下に、條約改正を爲すべきことは茲に確信し得るが、其の内容は今答辯出來ない、と約二時間に亙る陳辯を試みた。衆議院に於ては右答辯を以て要領を得ないものとして満足しなかつたから、政府は更に文書を以て「外國人に内地雜居を許す。土地所有權を與へず。沿海貿易を許さず。法稅兩權を一時に全部回復するは至難なるを以て漸次に之を回復せんことを期す。」と答辯したが衆議院は右答辯にも満足しなかつた。

諸法典公布 前にも述べた如く大隈外相は憲法發布の一ケ年後たる明治二十三年二月十一日に諸外國との改正條約を實施し、少くとも第一回帝國議會開會以前に、領事裁判權廢止と不可分の關係にある重要法典を公布するの方針を採つたのであるが、大隈外相に代つた青木外相も右方針を踏襲した。嚮に明治二十一年十月法律取調委員會の事業を、外務省より司法省所管に移した當時、山田司法大臣は委員長として同年内には裁判所構成法・民法・商法・訴訟法の調査を了へ、元老院に附議するに至るべきことを十一月三十日の閣議に（黒田内閣）報告した。其後山田委員長は銳意之が調査審議を進め明治二十二年一月二十四日には之を元老院に附議し、同院も急速之を審議した。因て政府は明治二十三年二月八日裁判所構成法を公布し之を十一月一日より實施し（改正刑法及治罪法は既に明治十三年七月公布、明治十五年一月一日より實施した）、三月二十七日には民法中財産及財産取得（第一章乃至第十二章）、債權擔保、證據四篇及商法及民事訴訟法を公布し、前者は其の施行期を明治二十六年一月一日とし商法及訴訟法は之が實施期を明治二十四年一月一日よりとし、八月七日には商法施行條例を公布した。十月六日には法例及民法中財産取得篇の殘部

（第十三章及第十四章）及人事篇を公布し、其の施行を他の部分と等しく明治二十六年一月一日よりとした。

右の中民法草案は明治十二年大木司法卿が司法省法律顧問佛國人ボアソナード博士に、又商法草案は明治十四年太政官内商法編纂委員會より獨逸人ロエスレル博士に起草せしめたものに係り、之を基礎として前記明治二十一年十一月以來、山田司法大臣を委員長とする法律取調委員會に於て審議を了したものである。同委員會に於てはボアソナード起草民法草案が、羅馬法を直系とする佛蘭西主義に依り、ロエスレル起草商法草案が、チュートン系の獨逸法の主義に依つて居るものある爲め、之より生ずる衝突を調和し且つ之に本邦舊慣を取入れることに付努むるところあつた。而して私權の享有に付ては一般原則として内外人平等主義に依つたことを示す爲め、民法第一條に於ては「外國人は法令により妨げられざる限り日本國民と等しき私權をも有す」べきを規定したが、依然勢力強盛な國內保守主義論に應ずる爲め、外國人に對する土地の賣買・質入・書入を禁止するところの明治五年四月太政官布告第百二十四號及明治六年一月太政官布告十八號、竝に外國人に對し米商會所及國立銀行株式の所有を禁止するところの明治九年八月同布告百〇五號及百〇六號を其の儘存續する外、新たに制定せる明治二十三年九月法律八十七號公布の礦業條例第三條中には「外國人に對し礦業權保有を禁止する」とこととした。之れ青木外相條約改正案に於ては、大隈案等と異なり、外國人は内地開放後私權の享有に關し内國民待遇を保有するを原則とするも、警察公安に必要な法令の制定に付き一般的留保を設けようとした所以である。

其の他山田法相は明治二十三年十月三日民商事に關係ある増價競賣法・裁判上代位法・財産委棄法・非訴事件手續法を定め之を民法同様二十六年一月一日より施行すべきものとした。

政府は更に第一帝國議會開催と同時に改正條約實施を見越し、之に必要な他の諸法律案を提出したのである。即ち先づ政府は第一帝國議會中貴族院へ明治二十三年十二月六日度量衡法案を提出し、兩院を通過し、明治二十四年三月

二十四日公布することとなつた。次に政府は戸籍法案を二十三年十二月十五日貴族院に提出し、其の施行時期を明治二十六年一月一日よりとした。此案は貴族院は之を可決したが、衆議院に於ては本案が民法と關係あり又民法同様本邦國情に合しないものありとし、政府の支持にも拘らず明治二十四年二月七日、九十二對百二十五を以て否決した。更に政府は二十三年十二月十八日末松（謙澄）議員をして衆議院に版權法案を提出せしめた。之は同院を通過したが、貴族院に於て審議未了となつた。尙政府は第二帝國議會開會後明治二十四年十二月一日貴族院に歸化法案を提出し、民法同様其の實施期を明治二十六年一月一日よりとしたが、議會解散の爲め審議未了に終つた。

敍上諸重要法典の公布實施が、條約改正の前提條件として必要であつたことは、井上條約改正會議以來の沿革に徴して疑なきところであり、又右編纂に關し大隈條約改正以來、泰西の主義によるべき旨の條件は削除せられたものの、之れ亦其の沿革上泰西諸國に於て一般的に認められて居る法律原則を尊重する點には充分意を注いたが、本邦に於ける慣行の存續は自然其の第二位に置かれたことも亦疑なきところであつた。而して斯くの如く是等諸法典を一齊に第一帝國議會開催前に之れを公布するに至つた理由として、政府は憲法第五十七條「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあるを援用し、右裁判所が裁判を行ふが爲めには之に依るべき法律がなければならぬ、即ち政府は憲法實施の必要上急速諸法典を公布する必要のあつた次第であると説明したが、帝國議會側に於ては政府は條約改正の對償とは言ひながら、僅に二・三千に過ぎない在留外國人の便宜の爲め、四千萬人の日本人の利益を無視し、本邦の國情習慣と背馳せる諸法典を急遽公布したこと、殊に是等重要法典の間には立法主義を異にし、相互の間に統一なき翻譯的法典を、立法議會に附議することを忌避し、速急公布實施しようとしたことは不都合であるとの非難が多かつた。

商法實施延期法案 斯くて第一帝國議會開會と共に、是等政府の措置に嫌たらない民黨選出代議士等は井上・大隈兩

條約改正以來反對の急先鋒であつた保守的國權論者と響應し、主として前記明治二十三年初頭公布の民法・商法の實施に對し、猛然たる反對を試みるに至つた。明治二十三年十二月十五日に、先づ衆議院の永井（松右衛門）議員は商法實施延期法案を提出した。即ち其の實施期日を明治二十四年一月一日とせる商法を、民法と等しく明治二十六年一月一日迄延期すべしといふのである。之れに對し政府委員箕作司法次官は、商法の萬國共通性を説明して、必ずしも民法と之が實施を同一にするの必要なきこと、殊に其の中會社及破産に關する部分は、當時基礎薄弱な小會社の亂立に鑑み、其取締りの爲め至急實施の必要ありとし、極力之が通過に反對したるに拘らず、遂に明治二十三年十二月十六日右實施延期法案を百八十九對六十七の大多數を以て可決した。貴族院に於ては渡（正元）議員が、本商法實施延期案が本年十月に至る迄に公布せられた商業會議所條例・銀行條例・家資分散法等法律九件・勅令三件と關係を有することを説明し、政府委員と共に之が通過に反對意見を主張したが、終に穗積（陳重）議員等の主張により、十二月二十日百〇四對六十二の大多數を以て可決した。

法典審查委員會設置の建議案 貴族院は更に進んで明治二十四年二月十三日元老院議員たりし小畑（美稻）議員提出にかゝる、民法及商法を審查する爲め委員會を設置し、右委員は兩院議員・法官・帝國大學の教員及商法會議所の會員より勅選し、之を内閣又は司法省中に設くべしとの建議案を大多數を以て可決した。右建議案説明演說中に於て、民法商法兩法案が元老院審議中、山縣總理より勅旨を名とし審議を短少の期限内に完了すべきを命ぜられた爲め、慎重審議の餘裕がなかつたことを述べた。又元法律取調委員であつた村田（保）議員は、右兩法案が元老院に附議せられる以前、法律取調委員會に於て山田委員長の強壓の爲め其の内容條文等を充分審査するの餘裕なく、一日に付十五ヶ條宛審議すべしと云ふが如き命令の下に、不満足ながら之を可決したものであると内幕を暴露した。依て青木外務大臣は「是等諸法典の公布實施は直接條約改正と關係なく、又本邦國民の便宜を主としたものであつて、少數

の在留外國人の利益の爲めに編成したものでない」と辯明するの止むを得なきに至つた。

斯くの如き議會の情勢にあつた爲、黒田内閣以來法典編纂に關し全力を傾注し來つた山田司法大臣は、右帝國議會に於ける商法の實施延期法案が、更に進んで民法の實施延期にも及び、之が爲め大隈條約改正以來政府が銳意努力せる條約改正に支障を生ずべきを恐れ、「若し延期法律案兩院を通過する如き在らは、政府は所信を上奏披露して院議の不裁可を請ふべし」と主張したが、容れられなかつた。爲めに十二月二十五日辭表を提した。山縣總理は之を慰留し、一時病氣療養の名義下に大木喬任樞密院議長に司法大臣代理を兼任せしめたが、然しながら政府は前記帝國議會に於ける強硬な空氣に鑑み、山田司法大臣の意向に拘らず、前記兩院の可決した「商法及商法施行條例の實施延期法案」の御裁可を乞ひ奉り、之を明治二十四年四月法律第三十二號及同八月第五十九號として實施した。尤も貴族院建議の民・商法審査委員會設置に付ては何等其の措置を採らなかつた。

第二款 條約改正と第二・第三帝國議會

第二議會 明治二十四年十一月二十一日開會の第二帝國議會に於ては、民法及商法修正問題について再び兩院にて大に論議せられる形勢であつたが、同議會は衆議院に於て政府提出豫算案に對し大削減を加へた爲め、十二月二十五日早くも解散となり、隨て民・商法に關する重要な論議は第三帝國議會迄持ち越された。尤も第一議會で商法の全部の實施を明治二十六年一月一日迄延期せるに因て生ずる實業社會の不便を緩和する爲め、第二議會中、明治二十四年十二月十日衆議院に明治二十四年法律第三十二號商法中第一編第六章並に第三編及同年法律第五十九號商法施行條例中商會社及破産に關する規定を、明治二十五年三月一日より實施すべきことを規定した法律案を提出し衆議院を通過するに至つた。尙本議會中條約改正問題に關し「政府は宜しく對等條約締結を各締盟國に要求し、之を承諾せざる國に對しては斷然現條約の廢棄を通告すべし」との建議案が衆議院に提出せられた。衆議院は秘密會議を開いて討議し之れを延期することとした。

第三議會と法典實施延期法案 解散の後を受けた明治二十五年五月二日開催第三帝國議會は、先づ貴族院に於て五月十六日前記元法律取調委員會委員村田（保）議員より、百十四名の賛成を得て再び「法典實施延期法案」が提出された。即ち「實施期を明治二十六年一月一日と確定して居るところの明治二十三年三月法律第二十八號及同年十月法律第五十九號による民法、并に同二十四年四月法律第三十二號商法、同年八月法律第五十九號商法施行條例、並に明治二十三年十月法律第九十七號法例を一括して修正を行ふ爲めに、明治二十九年十二月三十一日迄延期すべしといふのである。之に對し榎本外相は政府委員として強硬に反對した。其の反對の要旨は、貴族院が法律修正案を出さず單に其の實施延期を主張するを不當であるとした。且つ右延期法案と條約改正とは甚だ密接の關係を有し、之が延期は條約改正に重大な影響を及ぼすものと言明し、條約を改正し「我國有の國權と國利とを保護する爲めには普通文明世界の人民に當れるべき法典を制定して之を實施しなければならぬ。斯かる法典の行はれない間は、本邦に於て如何に熱心に完全無缺の改正條約を望んでも、外國政府の同意を得られないことは疑ひを容れないところである。本邦に於て從來外國人の生命・財産を托すべき一般文明社會に行はれる様な法律の存しないことが、條約改正の行はれなかつた重なる原因である。今天下舉つて現行條約を改正しようとするに拘らず、其の第一の必要條件たる法典實施を延期しようと言ふのは、是れ所謂楚に行かうとして轅を北に向ける様なもので、其の馬愈々良ければ其の楚を遠ざかる愈々遙かである」と古人が言つたところ恰當する。政府は現行民法・商法に一點の瑕瑾なしとは言ふものではないが、之が修正は一且實施した後議會に於て適當と思考する様修正して行けば充分である。又既に本邦に於て公布済みの刑法・民法・商法・民事訴訟法・治罪法の五大法典は、先般國際法學會委員に推薦せられた金子貴族院書記官長に委託し、釀

譯の上之を本年九月ジュネーブに開催の同國際法學會總會に披露し、本邦の治外法權撤廢に對し關係國の同情を得べき手順に運んで居る次第である。若し今其の中民法・商法の實施の期限を四年後と爲る様なことあれば、右手順に狂ひを生ずる外、領事裁判權撤廢の實現は殆ど期し難いことになるのである。各國は日本の進歩主義に引換へ、玆數年來日本は寧ろ退歩に傾きつゝあるものと爲すであらう。尤も諸法典は専ら外國人の必要の爲め實施するものではない。固より我臣民の必要上より來たものであるが、改正條約に於て外國の臣民は我法律に服従するの義務があるから、民・商法實施の延期が外交政略上重大な影響あるを指摘せざるを得ないのである。」と論辯した。右に拘らず、明治二十五年五月二十八日貴族院は「但し修正を終りたるものは本文期限内と雖も之を施行することを得」と修正して大多數を以て之を可決し、更に之に關聯して六月八日には曩に第一議會に於て可決した民法・商法修正の爲め政府は有力なる審査委員會を設くべしとの建議案を再び大多數を以て可決した。衆議院に於ても右民法・商法延期法案は六月十日に上程せられ、民法中最も非難多い人事編並に財産取得篇第十三章及第十四章の實施のみを、明治二十七年十二月三十一日迄延期しようとする修正意見も出たが少數を以て敗れ、終に原案の儘百九十二對八十二の大多數を以て之を承認するに至つた。

斯く榎本外相時代帝國議會に於ては從來の政府の方針を覆し、條約改正交渉を急ぐよりも寧ろ本邦の國狀習慣に適合する民法・商法等を編纂實施すべしとの説に傾き、政府が改正條約の實施を見越し議會開會前に公布した民・商法等を、修正の上に非ざれば之が實施を不可とするに至つた爲め、勢ひ政府は條約改正交渉を促進するに困難を感じるに至つたのである。而して松方内閣は明治二十五年五月十二日百四十三對百四十六なる僅々三票の差を以て、選舉干渉上奏案を否決せしめ、兎に角明治二十五年六月十五日第三帝國議會の閉會式を挙げ得たが、前記條約改正事業を不可能ならしめるの虞ある兩院通過の民法・商法等の「法典實施延期法案」の公布に付、御裁可を奏請すべきものなる

や否や未決の儘、八月八日内外政局を拾收するの力なしとて辭職するに至つた。

國際法學會 因に榎本外務大臣は五月十六日の貴族院會議の演説中に言及せるが如く、明治二十五年九月瑞西に於て開催の國際法學會議へ金子（堅太郎）貴族院書記官長を帝國委員として特派し、國際條約の廢棄及最惠國條款に關する解釋を研究せしめた。この學會に於て金子委員は本邦が最近民・商兩法典を公布し、泰西諸國同様文明國としての諸重要法典完備するに至つたことを強調し、他の亞細亞諸國と全く情形を異にする程度に發達したるが故に日本に於ては、治外法權を撤廢すべきを適當とする趣旨の決議を通過せしめる様努力した。其の結果翌明治二十六年ハンプルク開催同學會治外法權委員會に於ては金子委員の希望せるが如き決議報告案成立するに至つた。

之を要するに大隈時代に於ては外交文書を以て法典編纂を外國と約すること、及大審院に外國人裁判官を任用することの二點が、憲法の條章によつて保證せられて居る立法權と扞格するものであるとの理由により、條約改正に蹉跌を來たした次第であつたが、青木・榎本兩外相時代に於ける國論の反對は、更に進んで條約改正の前提條件として公布せられた民法・商法等が、本邦の國狀習慣に付充分の研究を遂げないで編纂せられたことは不都合であるとし、又帝國議會の協賛を経ないで之を急速に實施するを不可とするに至つたのである。されば寧ろ條約改正は之を延期しても先づ是等重要法典を根本的に修正するの意見が議會に多數を占め、嚮に井上・大隈兩條約改正案に反對した國內保守論者は亦舉つて、山田司法大臣が委員長として編纂公布した民法・商法の急速實施に反對したのである。尤も右反對者は是等保守論者の外、寧ろ進歩主義を代表する英法及獨法系の法學者も之に加はり、其の法理論上よりする新民法是非の議論が殊に活潑に行はれた。即ち富井（政章）、兩穗積（陳重、八束）、木下（廣次）、土方（寧）等諸博士は之れが實施に反對し、且つ商法案編纂の任に當つたロエスレル博士の如きも、伊藤伯等に對し「新民法は佛國法を模範とし個人の自由を尊重する羅馬法の主義を繼承するが故に共和國に妥當するも、日本の如き家族主義・民族主義

を基礎とする國家組織には然らず」との説を建言した。之に對し箕作(麟祥)、梅(謙次郎)等の政府側の學者及佛法系學者は之が實施斷行を可とし、民法案起草者ボアソナード博士も長文の論文を發表して之れを辯護した。

海關稅問題 尙ほ青木・榎本兩外相時代初期帝國議會に現はれた條約改正に關する論議に海關稅問題がある。議會側に於ては政府は治外法權撤廢のみを重視し關稅自主權回復に付ては井上外相時代の構想以上に出でない状態であると、關稅自主權回復を目的とする種々の建議及法律案が提出せられた。

即ち貴族院に於ては明治二十三年十二月十五日付谷(干城)、富田(鐵之助)兩議員より關稅自主權回復に關する建議案提出せられ可決せられたが、其の趣旨は現行外國條約中海關稅制度に對する束縛を解き、帝國の任意を以て相當なる海關稅率及貿易諸規則を迅速に制定施行せんことを望むにあつた。此の建議案に關聯して青木外務大臣より、明治十一年七月締結の日米通商條約は依然其の效力を有するものなることを言明した。又衆議院にも類似的建議案提出せられたが閉會期日切迫の爲め之は議題に上らず止んだ。

次に明治二十四年十一月二十一日開會の第二回帝國議會中、衆議院に於て十二月十二日阿部井(磐根)議員より海關稅法案提出せられたが、其の内容は關稅自主の主義に基き國定の關稅定率法を制定し、關稅收入を増加すべしと云ふに在つた。其の理由として、本邦に於ける輸入稅收入は三百萬圓にして政府の總歲入額に比し僅に三分五厘に過ぎないが、和蘭は四分三厘、葡は四分七厘、埃匈は五分七厘、白は八分、佛は八分九厘、伊及露は一割三分、西は一割六分四厘、英は二割九分九厘、瑞典は三割七分、瑞西は四割、丁抹は五割一分、米國は五割七分九厘なるが故に、條約改正により少なくとも安政條約所定の從價率程度迄輸入稅を引上げるを可とした。即ち同提案

第一條に於ては輸入品に對し從價五分乃至三割五分の從價稅目を定め、

第二條に於ては課稅額は輸出地に於ける仕入價格に運賃其の他諸費を加算したるものを以て定むとなし、

第三條に於ては條約協定の存する外國に對しては本法を適用せざること、

第四條に於て相互利益の交換により特別關稅を定め得ること、

第五條に於て現行の輸出稅は本法に定むる輸入稅目を適用する外國に對しては之を全廢すべきことを定めた。

尙本法案は議會解散の爲め委員附托の儘消滅した。

次いで右解散議會の後を受け明治二十五年五月二日東京に召集せられた第三帝國議會に於ては、明治二十五年五月十三日高梨(哲四郎)議員外二名より、外國に輸出する物品に對する海關稅免除法律案、即ち輸出稅全免を目的とする法案提出せられ、生糸・茶輸出業者等より之が可決を主張した。然るに本案實施の爲め國庫は貳百萬圓以上の減收を生じ、他方地租輕減等の爲め財政上收入増加の必要のあつた折柄とて、委員會に於ては「七月一日より本法律案を實施すべし」と改め之を採用したが、本會議に於ては賛成者少數で否決となつた。

次に同五月二十五日神鞭(知常)外三名より、前議會中阿部井議員より提出せる海關稅法案の字句を増補修正して提出するところあつた。同法案は十一條より成り、其の中

第一條に於ては附屬輸入稅目を定め、右は有稅品稅番數六百二十一より成り、從價五分より三割五分を以て之れに充て、

第五條附屬として免稅品目十五(陸海用軍器、貨幣、地金銀、草木種子等)を掲げ、

第六條附屬として禁止品目四品目(阿片・風致を害すべき書畫類・偽造貨幣・版權・專賣特許及商標專用權を侵害したる物品)を掲げ、

第八條には外國原料使用加工製品に對する使用原料品輸入稅の免除、

第九條には互惠協定稅の設定、

第十條には無條約國製產品に對し本稅法の適用すること、其の他諸國に對して本法と矛盾する條款の修正を俟つて適用すべきこと、を規定した。

尙提案者は本案の内容を説明して、本案實施の曉には一割輸入減を見積り年收七百五十五萬九千圓となり、有稅品平均稅率は現行三分八厘三毛より一割三分五厘二毛に引上げられることとなる。尤も右有稅品平均稅率を列國の夫れに比するに、本邦より高きもの露西亞の一割八分三厘、西班牙の一割九分一厘、伊太利の一割九分五厘、米國の三割四分であつて、本邦より低きもの獨逸の一割一分四厘、丁抹の一割八分、瑞典の一割六分、奧地利の八分五厘、佛蘭西の七分九厘、英國の四分六厘、瑞西の二分七厘、白耳義の二分八厘、和蘭の四厘である。又現在のところ右樣關稅定率法を制定するも、無條約國民の輸入する無條約國產貨物（例へば土耳其）に對し適用し得べきに過ぎないものであると説明した。衆議院に於ては本案を特別委員會に之が審議を附托したが、委員會附托の儘に議會の閉會を見た。

第七章 陸奧外務大臣時代

第一節 概 說

第一款 處理沿革

陸奧條約案の特質 明治三十二年七月十七日又は八月四日を以て實施を見た陸奧改正條約は安政諸條約に對する法權の回復を完成し、稅權に付ても其の殆んど其の半ばを回復するを得、茲に明治開國以來の帝國の宿望達成に巨歩を進めたものであつた。明治三十七年七月十六日始めて調印せられた日英改正條約に對し、八月二十五日陸奧外相より御批准を奏請するに當り「恭シク 陛下中興ノ鴻業ニ隨伴スル條約改正事業ノ一部ノ成レルコトヲ慶賀シ奉ル」と述べたのは意義ある言葉である。誠に右日英通商航海條約は帝國が始めて泰西諸國と相互對等の立場に於て締結した條約であり、又帝國が他の非基督教徒國又は亞細亞諸國と等しく、久しく泰西諸國より受けた片務的治外法權の束縛より率先解放に成功し以て是等世界に於ける他の非基督教國又は亞細亞諸國の被壓迫國民に對し、進取擡頭の模範を垂れた劃期的事業と云ふことが出来る。

明治開國以來幾度か失敗した歴代外相の條約改正案に比し陸奧條約改正案の特色は

- (一) 條約實施期を調印後五ヶ年とし其の間に本邦重要諸法典を公布實施することとしたこと。
- (二) 諸條約國に對する一般的協定稅率を排斥し之を英米獨佛四國よりの特定重要輸入品五十八品目に付右四國との